

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口
以下の情報は、10月11日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**乗所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396
相談票に記入のうえ、送信 相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター ☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話がつながりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【問合せ】保健予防課感染症係 ☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



保管をお願いします
新型コロナウイルスワクチン
予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を2回終了した後も保管をお願いします。

また、ワクチン接種に関する最新情報は区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン
接種問い合わせダイヤル

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

☎6734-0307

午前8時半～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区新型コロナワクチン
接種広報大使「わく丸」



「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における各特例貸付けの申請を、11月30日まで無利子で行っています。また、貸付けが終了した世帯に、再貸付けを実施しています。なお、申請はいずれも郵送での受け付けです。詳細は墨田区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

【申込み】墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902 (〒131-0032東向島2-17-14) *月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)



申請期間は11月30日まで! 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮し、緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯へ、就労による自立を促すため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。詳細は区ホームページをご覧ください。

【問合せ】墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター ☎6735-3903 *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)



ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

10月31日(日)は必ず投票へ行きましょう
衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

10月31日(日)は、衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

【投票日時】10月31日(日) 午前7時～午後8時

【投票できる方】日本国民で、平成15年11月1日以前に生まれ、令和3年7月18日までに墨田区へ転入の届出をし、引き続き10月18日まで住民基本台帳に記載されている方 *墨田区で投票できない方でも、前住所地で投票できる場合あり(詳細は前住所地の選挙管理委員会事務局へ)

【投票の種類】▶衆議院議員小選挙区選挙 ▶衆議院議員比例代表選挙 ▶最高裁判所裁判官国民審査の3種類【投票の順序・方法】▶衆議院議員小選挙区選挙=候補者名を記入 ▶衆議院議員比例代表選挙=政党名を記入 ▶最高裁判所裁判官国民審査=辞めさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入【持ち物】入場整理券 *対象者へは、世帯全員分の入場整理券を一つの封筒に入れて郵送 *入場整理券がなくても対象者であれば投票可【区内で転居した方の投票所】転居の届出をした日が▶3年10月5日までの方=新住所地の投票所 ▶3年10月6日以降の方=前住所地の投票所

■点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。

■代理投票

身体に障害等があり、候補者名や政党名を記入できない方は、係員が代筆します。

■体が不自由な方への介助

車椅子利用者等は、係員が投票所内の移動を

介助します。

■選挙公報

選挙公報は、区内の全てのご家庭に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は期日前投票ができます。期日前投票を行う場合は、公示日以降に世帯ごとにお届けする入場整理券の裏面にある「宣誓書兼請求書」を記入のうえ、お持ちください。なお、入場整理券がない場合でも対象者であれば投票できます。

【とき・ところ】下表のとおり

| 投票所・所在地 | 投票期間 |
|------------------------|-----------------------------|
| 区役所会議室122(12階) | 10月30日(土)までの午前8時半～午後8時 |
| 区総合体育館(錦糸4-15-1) | 10月23日(土)～30日(土)の午前8時半～午後8時 |
| すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7) | |
| みどりコミュニティセンター(緑3-7-3) | |
| 社会福祉会館(東墨田2-7-1) | |

●最終日の10月30日は混雑が予想されます。分散投票にご協力をお願いします。

■不在者投票

仕事先・旅行先などの滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票が可能です。不在者投票を行う場合は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に、「不在者投票宣誓書兼請求書」を持参または郵送してください。なお、「不在者投票宣誓書兼請求書」は、問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力できます。

また、指定の病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、施設内で不在者投票をすることができます。指定されているかどうかは、問合せ先または入院・入所している施設にお問い合わせ

ください。

■郵便等投票の請求

【対象】身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害等の程度が郵便等投票の条件に当てはまる方【請求方法】郵便等投票請求書に郵便等投票証明書を添えて、郵送で10月27日(必着)までに問合せ先へ *代理者による持参も可 *対象者の詳細や郵便等投票請求書・郵便等投票証明書の交付については問合せ先へ

■特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症による宿泊療養者や自宅療養者のうち、外出自粛要請期間が選挙期間の10月20日(水)～31日(日)にかかる方は、郵便等により投票することが可能です。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】〒130-8640選挙管理委員会事務局(区役所12階) ☎5608-6320

納期限までに納めてください
特別区民税・都民税(第3期分)

令和3年度特別区民税・都民税(普通徴収分)第3期分の納期限は、11月1日です。納期限までに税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ、PayPay請求書支払いで納めてください。なお、スマートフォンやパソコン等からクレジットカードによる納付も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。口座振替をご利用の場合は11月1日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。

【問合せ】税務課税務係 ☎5608-6133